

「建設業に係る技術者専任要件の緩和」について
(これまでの議論の整理等)

1. これまでの議論等の経緯

(1) 規制改革ホットライン(平成26年度回答取りまとめ分)

【 】内の日付は回答取りまとめ年月日

電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準単位の明確化(日本経済団体連合会)【平成26年5月16日:対応不可】

建設業法に基づく技術者設置要件の緩和(日本経済団体連合会)【平成26年12月16日:対応不可】

電気通信工事・機械器具設置業における監理技術者資格者の要件緩和(日本経済団体連合会)【平成26年12月16日:対応不可】

工場製作期間における監理技術者制度の適用要件緩和(日本経済団体連合会)【平成26年12月16日:現行制度下で対応可能】

工事期間における監理技術者等の途中交代要件の追加(日本経済団体連合会)【平成26年12月16日:現行制度下で対応可能】

小規模な共同住宅における配置技術者専任制度の条件緩和(関西経済連合会)【平成26年12月16日:対応不可】

(2) 第4回 地域活性化ワーキング・グループWG(平成26年10月29日)

一般社団法人日本経済団体連合会からの提案の概要

<提案の背景>

技術者不足(技術者の高齢化を含む)の深刻化により、監理技術者等の確保がままならず、受注がかなわないケースが生じている

<提案事項>

- 建設業法における監理技術者等の請負金額基準の引き上げ
- 機器製作が大部分を占める工事における機器費の取扱いの見直し
- 工事現場の実態に応じた複数現場兼務の許可

< 技術的担保 >

- 通信手段・IT技術等の発達による遠隔からの管理レベルの向上
- 建設現場のIT化による施工レベルの向上
- 複数現場兼務にあたっての日常の品質管理書類を確認押印、主要な検査（中間検査・竣工検査等）への立会いといった品質面での徹底

国土交通省からの説明（WG議事録要旨）

< 技術者制度の概要 >

- 業種ごとに、工事現場に技術者を設置しなければならない。
- 特に元請業者が3,000万円以上の下請契約を結ぶ場合には、監理技術者を置かなければならない。（3,000万円未満なら主任技術者）
- 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）の場合、技術者は工事現場ごとに専任が必要。
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、基本的には常時継続的に、当該工事現場に係る職務のみ従事していること。
- 運用上、工事が着工する前、工事が全面的に中止している期間、部品等の工場製作期間は、発注者と確認すれば専任を要しない。

< 要望に対するスタンス >

- 下請けをいっぱい使うような場合、規模が大きければ、1つの現場で土工や鉄筋をやっていて、当然安全上の問題もあるので、責任者を1人決めて、その人が全工程をしっかりと把握する。
- 検査の際は当然いるが、基本的にはその人が責任を持って、監理技術者の指揮系統のもとに、日々の工程管理も含めて、事故も起こらず全体が問題なく進むため、責任者はそこにいていただくのが原則。
- 大きい現場だったら1次下請からさらに下請けにいき、それぞれ別の会社の何十人・何百人という人が同時に働いている。それを管理する監理技術者は非常に大きな責任を持っていて兼任は難しい。
- 請負契約は、機器製作費用も入っている。製作から据え付けまで、全部責任を負うという契約を履行するためには、主任技術者が要る。1つの契約を分けられるなら分離発注や、機材だけの購入という方法もあるが、分けられないから一式で請負契約をしている。

2. 事務局にてヒアリングを行った結果（意見の例）

（1）「建設業法における監理技術者等の請負金額基準の引き上げ」

請負金額は上がっている。（実感、建設工事デフレーター）

統計上の金額が実感ほど大きく上がっていないのは、実売価格がそれほど変わっていないから。つまり、粗利が減っているということ。

消費税増税の都度、税抜金額が引下げられ、事実上規制強化されている。仕様の高度化、機器装置や部材等の価格高騰等により、2,500万円以上（建築一式工事の場合5,000万円以上）での専任は負担が大きい。

同じ金額でも工期が長いと負担感が大きい。他方で、同じ金額なら、工期が長いほうが同時に多数の業者が働いている割合は低い。絶対額だけでなく、期間あたりの工事のボリュームも加味できないか。

（2）「機器製作が大部分を占める工事における機器費の取扱いの見直し」

機器等の費用が高価だから据付が難しいとは限らない。専任が不要と思われる工事でも、機器費が請負金額を押し上げているケースがある。発注者保護の観点から言えば、メーカーで品質保証されていれば、その分、発注者のリスクは減る。

技術的な革新、IT等の活用により、一律的な要件を課すことの必要性が薄まってきている。

機器・装置等の選定は実質的に設計管理者の役割であり、監理技術者の役割ではない。

ただし、この点については、以下のような慎重意見もある。

機器等の費用と施工費を分けることは可能だが、事務的に煩雑。

機器等の費用と施工費は金額的には分けられるが、発注は分けられない。分けられる場合は現状でも別契約になっている。元請業者から下請業者に部材を支給するケースもある。

特定の工事（例えば、電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事など）における機器費の取扱いを見直すことは難しい。業種ごとの特徴は一概には言えない。現場による。

金額要件は発注者保護の観点で設けられており、仮に業種ごとの差異があっても別の問題。

機械設備のアレンジ込みでどういう工事を成立させるかを請け負い、その総括は監理技術者の責任。

(3) 「工事現場の実態に応じた複数現場兼務の許可」

工期が長ければ、請負金額が同じでも、複数の下請業者を使って何十人、何百人が同時に働いている状況にならない。少人数なら専任でなくても適切に施工管理できる。

新築工事の場合は多数の業種の工事が同時に行われることもあり、専任の技術者が必要だが、改修工事であれば兼任が可能。

実態として、万一の場合に監理技術者(個人)が責任を負うことにはならない。組織として適切に施工品質を確保できる体制が構築されていれば、兼任を認めてもいいのではないか。

近年の技術革新等により、主任技術者と同様に、監理技術者も複数現場で兼任できる工事がある。

最適配置や若手育成(実務経験)の観点からも、一定の条件の下で監理技術者が複数現場を兼任できることが望ましい。

以 上